

○酒田市下水道事業条件付き一般競争入札実施要綱

(平成 20 年 9 月 29 日企業告示第 1 号)

改正 平成 23 年 10 月 31 日企業告示第 8 号 平成 29 年 3 月 29 日企業告示第 10 号  
令和 8 年 1 月 23 日企業告示第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、酒田市下水道事業が実施する条件付き一般競争入札に関し酒田市下水道事業の契約に関する規程(平成 17 年企管規程第 16 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(条件付き一般競争入札)

第 2 条 下水道事業が実施する条件付き一般競争入札については、酒田市条件付き一般競争入札実施要綱(平成 17 年告示第 23 号)の例による。

附 則

この告示は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 10 月 31 日企業告示第 8 号)

この告示は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 29 日企業告示第 10 号)

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 8 年 1 月 23 日企業告示第 7 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、酒田市上下水道事業条件付き一般競争入札実施要綱(平成 20 年企業告示第 1 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりなされたものとみなす。